

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーンビル1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■湯浅一郎 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

第68回
国連総会
第1委員会

2018年までの 核軍縮国連ハイレベル会議 開催を決議

2013年11月4日、第68回国連総会第1委員会(軍縮・国際安全保障)が53の決議を採択し、終了した。ここでは、2018年までの核軍縮国連ハイレベル会議(HLM)の開催を決めた非同盟運動(NAM)の新決議を初めとして、国連公開作業部会(OEWG)の報告と今後に関する決議、そして日本決議を取り上げ、核軍縮を前進させようとする新たな流れを中心に、国連第1委員会における議論を紹介する。

OEWGの諸提案を国際社会が活用を

「多国間核軍縮交渉を前進させる」(A/C1/68/L.34)(3ページ・資料1に抜粋)は、決議(A/RES/67/56)¹のフォローアップ決議に当たるが、コスタリカを含む18か国により提出され、賛成151、反対4、棄権21で採択された。米英仏は反対、中国は棄権した。昨年の決議で設置が決まったOEWGは、今年5月から8月の間にジュネーブで開かれ、核軍縮に関する率直かつ多様な議論が行われる場となった。核兵器の非人道性や多国間交渉の前進などが今回の第1委員会の議論で広く取り上げられた背景には、OEWGによる機運の醸成があった。しかし、米英仏の3か国は、前回とほぼ同じ観点から共同で反対理由を説明した。それは、ジュネーブ軍縮会議(CD)、国連軍縮委員会(UNDC)、そして国連総会第1委員会という討論の場が既に十分存在する、さらに核不拡散条約(NPT)ならびに2010年NPT行動計画との整合性に問題があるというものである。²

決議は、OEWGの成果を評価し、国連に報告書³を提出したと述べている。しかし、次回のOEWG開催に関しては、「必要な場合は、OEWG

を通じたものを含め、多国間核軍縮交渉を前進させるためのさらなるオプションを追求する」(主文9節)と述べるにとどめている。そして「国連事務総長にOEWGの報告書をCDとUNDCでの検討に回付するよう要請」(5節)し、「全ての加盟国、国際機関及び市民社会に向け、OEWGの報告書とその提案を念頭に入れる」(6節)よう求め、国連軍縮機関や国際社会がOEWGの諸提案を活用し交渉の前進を図るよう呼びかけている。市

今号の内容

核軍縮の前進へ新たな挑戦 国連ハイレベル会議開催へ —第68回国連総会第1委員会

- <資料1> オーストリアなど決議
- <資料2> 非同盟運動(NAM)決議
- <資料3> 日本決議

<資料> 米朝関係に関する DPRKの原則的立場 —DPRK(北朝鮮)国防委員会声明

【連載】被爆地の一角から(76)
「日本政府による核政策の特異性」 土山秀夫

民社会OEWGタスクフォースのアラン・ウェアによると、今後特別な進展がない場合、同決議の共同提案国が15年にOEWGの作業を再開するよう提案すると予想される。

核兵器廃絶国際デーとハイレベル会議

NAMにより提出された決議「核軍縮に関する2013年国連総会ハイレベル会合のフォローアップ」(A/C1/68/L.6/Rev.1)(3~4ページ・資料2に全訳)は、賛成129、反対28、棄権19で採択された。決議は冒頭で、「9月26日のHLMの開催を歓迎し、「核兵器の完全廃棄という目標の前進に向けたその貢献を認識」と述べた。さらに、「核軍縮と核兵器の完全廃棄こそが、核兵器の使用あるいは使用の威嚇を行わないための唯一の絶対的保証であることに確信」を持つとした。続いて、主文においては、HLMを継承する措置として主に次の3つを盛り込んだ。

- ①「核兵器に関する包括的条約への広範な支持が示されたことに賛同の意」を表し、CDにおける早期交渉を求める(3節~5節)。
- ②「18年までに、国連ハイレベル国際会議を開催し、核軍縮の進捗について検討する」(6節)。
- ③「9月26日を『核兵器完全廃棄のための国際デー』とし(7節)、国連を含む各界に向けて「あらゆる手段の教育活動や世論喚起活動を通じて、国際デーを記念し推進するよう求める」(9節)。

同決議は、今回もっとも論争となった決議の一つである。日本と韓国は棄権し、5核兵器国の中、賛成は中国のみで、他4か国は反対した。米英仏は、共同の投票説明で4つの反対理由を挙げた。まず、「HLMは、核軍縮と核不拡散をバランスよく扱っていない」とした上で、「ステップ・バイ・ステップ・アプローチの重要性」を強調した。そして、決議案には「NPTに関する言及が一回しかないこと」、「10年のNPT行動計画に言及していないこと」に不満を示した。また、「同行動計画が言及していない手段に関する交渉を求めている」とし、核兵器禁止条約の交渉に向けた働き掛けを批判した。さらに「18年に核軍縮を議論する会議を計画することは、15年NPT再検討会議に悪影響を与える」とした。オランダなど21か国も共同で反対理由を説明した。ほとんどが核兵器依存国やNATO加盟国である同グループは、「18年の会議の目的について懸念する」とし、「核兵器禁止条約を交渉する潜在的な手段として解釈される余地がある」と述べた。

他方、アイルランドなど6か国とスイスがそれぞれ賛成理由を述べた。6か国は、「HLMを通して、圧倒的多数の国家が、核軍縮の緊急性とそれ

に対する新たな勢いの必要性を呼びかけた」と高く評価した。また、「NPT、特に、核軍縮に向けた効果的な措置の追求を求める第6条に整合する」とした上、「2010年のNPT行動計画にも整合する」と核保有3か国の批判に反論した。

主文で北朝鮮を批判した日本決議

日本が94年から主導している決議「核兵器全面廃棄へ向けた団結した行動」(A/C1/68/L.43)(4ページ・資料3に抜粋)は、米国を含め歴代最多の102の共同提案国により提出され、賛成164、反対1、棄権14で採択された。反対は北朝鮮、棄権はロシアと中国などを含む。

今年の決議では、13年2月の北朝鮮による核実験を強く非難した上、主文15節で、北朝鮮に対し、これ以上の核実験を行わず、6か国協議の9.19共同声明における努力及び関連する安保理決議への義務を完全に遵守するよう求めた。昨年までは、前文において北朝鮮に言及しているが、主文に関連要求を含めたのは初めてである。

これに対し、01年以来賛成を続けてきたロシアは棄権に転じ、理由を次のように述べた。主文15節は「安保理決議2094の条項の形式と精神から外れている」とし、「9.19共同声明の義務は全ての関連国に課されるにもかかわらず、北朝鮮だけを取り上げている」と指摘したのである。

第68回国連総会第1委員会の2つのキーワードは、初めて実施されたOEWGとHLMの成果に支えられた「核軍縮交渉の前進に向けた新たな挑戦」、そして、ようやく「根付きつつある核兵器の非人道性」だったと言える。しかし、核兵器廃絶に非協力的な核保有国の姿勢は依然として変わらず、具体的に核軍縮を推進する新たな議論の枠組みが形成される見通しがついたわけでもない。「核兵器の不使用声明」に初めて賛同した日本が、非人道性を始め、核兵器に依存しない安全保障政策の選択を通じて核廃絶に主導的役割を果たしていくことが一層求められている。

(金マリア、湯浅一郎) 

注

- 1 本誌第412号(12年11月15日)に決議全訳と解説。
- 2 各決議の投票説明は以下のサイトで閲覧できる。
www.reachingcriticalwill.org/disarmament-fora/unga/2013/resolutions
- 3 本誌第432号(13年9月15日)に抜粋。

【資料1】第68回国連総会決議「多国間核軍縮交渉を前進させる」(抜粋) A/C.1/68/L.34

2013年10月18日提案

提案国:オーストリア、チリ、コロンビア、コスタリカ、デンマーク、ホンジュラス、アイスランド、アイルランド、リヒテンシュタイン、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、パナマ、ペルー、フィリピン、サモア、スイス、トリニダード・トバゴ

(前略)

国連の枠組みにおける多国間核軍縮交渉が10年以上具体的な成果を出していないことを認識し、

軍縮・不拡散問題への政治的関心が増大しており、また、国際政治環境が多国間軍縮の促進や核兵器のない世界という目標に向けた前進に対しさらなる追い風となっていることを認識し、

2012年12月3日の決議67/39にしたがって2013年9月26日に開催された核軍縮に関する国連総会ハイレベル会合がこの分野での進展を求める国際社会の願いを強調したことを歓迎し、

軍縮・不拡散問題を最優先とする実質的進展の重要性と緊急性を強調し、多国間の軍縮・不拡散・軍備管理プロセスにおいて市民社会がなす貢献の重要性を認識し、

とりわけ軍縮に関する審議と勧告を行うという国連総会の機能及び権限に言及した国際連合憲章第11条に

留意し、

1. 決議67/56に基づき総会が設置した国連公開作業部会が、核兵器のない世界の達成と維持のための多国間核軍縮交渉の前進に向けた一歩として2013年に開催され、核軍縮に関連したさまざまな問題を取り上げる上でオープンかつ建設的、透明で双方向的な方法で議論を行ったことに、満足の意をもって留意する。
2. 核兵器のない世界の達成と維持のための多国間核軍縮交渉の前進に向けた協議のなかで出された議論や諸提案を反映した、国連公開作業部会作業報告書*を歓迎する。
3. 国連公開作業部会の作業過程においても立証されたように、多国間核軍縮交渉を前進させる上で国際機関、市民社会、アカデミアが果たす貢献の価値をあらためて認識する。
4. 多国間核軍縮交渉を前進させることの普遍的な目的が、引き続き核兵器のない世界の達成と維持であることを強調するとともに、多国間核軍縮交渉の前進に向けては、包括的かつ双方向的、そして建設的な方法で核兵器関連問題を取り扱うことが重要であることを強調する。
5. 国連公開作業部会の報告書を、ジュネーブ軍縮会議(CD)及び軍縮委員会での検討に付すべく送るよう、国連事務総長に要請する。
6. 国連公開作業部会報告書ならびにそこに含まれる諸提案を念頭に、軍縮と平和、安全保障の問題を取り扱

う国連機関において多国間核軍縮交渉を前進させる方途に関する議論を今後も豊富化してゆくよう、全ての加盟国、国際機関、市民社会に求める。

7. 人道、保健、人権、環境、開発といった問題を扱う議論の場において、国連公開作業部会報告書ならびにそこに含まれる諸提案を考慮に入れるよう、加盟国、国際機関、市民社会に対し奨励する。
8. 多国間軍縮交渉を前進させる方途に関し、その目的ですでに講じている措置を含め、各加盟国の見解を求めるとともに、それに関する報告書を第69回国連総会に提出するよう事務総長に要求する。
9. 第69回総会において現在の決議の履行状況の検討を行い、必要な場合は国連公開作業部会を通じたものを含め、多国間核軍縮交渉を前進させるためのさらなるオプションを追求することを決定する。
10. 多国間核軍縮交渉における実質的進展を確保することの緊急性を再確認し、これに関するいっそうの努力を歓迎する。
11. 第69回総会の暫定議題として、「全面完全軍縮」項目の下に「多国間核軍縮交渉を前進させる」というサブ項目を含めることを決定する。

*印には参照すべき文書の名称等が記載されているが省略した。

(暫定訳:長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA)、協力:ピースデポ)

【資料2】第68回国連総会:NAM決議「核軍縮に関する2013年国連総会ハイレベル会合のフォローアップ」(全訳)A/C.1/L.6/Rev.1

2013年10月14日提案、29日修正

総会は、

2012年12月3日の決議67/39を想起し、

2013年9月26日の核軍縮に関する国連総会ハイレベル会合の開催を歓迎し、核兵器の完全廃棄という目標の前進に向けたその貢献を認識し、

すべてにとってより安全な世界を追求し、核兵器のない世界の平和と安全を達成することの重要性を強調し、

第一回国連軍縮特別総会で確認されたように、核軍縮の効果的な措置が最優先事項であることを再確認し、

核軍縮と核兵器の完全廃棄こそが、核兵器の使用あるいは使用の威嚇を行わないための唯一の絶対的保証であることに確信を持ち、非核兵器地帯を設立することや、核兵器計画を自主

的に放棄することあるいはいくつもの国が自国の領土からすべての核兵器を撤去することによって核軍縮の目標の実現に向けた重要な貢献がなされることを認識し、また、中東における非核兵器地帯の速やかな設置を強く支持し、

国連ミレニアム宣言も述べるように、大量破壊兵器、とりわけ核兵器の廃棄に向けて努力し、また、核兵器の危険性を除去する方途を探る国際会議を開催する可能性を含め、この目的の達成に向けてあらゆる選択肢を残すという、各国首脳及び政府の決意を想起し、

軍縮分野における国連の中心的役割を再確認するとともに、第一回国連軍縮特別総会で任じられたように、多国間軍縮機構の継続的な重要性及び妥当性を再確認し、

核軍縮の目的を前進させる上での、NGO、アカデミア、議員、マスメディアを含む市民社会の重要性を認識し、核兵器のいかなる使用もがもたら

す壊滅的な人道的結果に対する深い懸念を共有し、この文脈においてすべての国家がいかなる時も国際人道法を含む適用可能な国際法を遵守することの必要性を再確認し、

とりわけ核軍備競争の早期停止や核軍縮に関連した効果的な措置につき、誠実に交渉を行うといった、NPT第6条において約束された加盟国の重大な責務に留意し、

核軍縮の実現に向けて共に力を合わせてゆくことを決意し、

1. 核軍縮に関する国連総会ハイレベル会合において、核兵器の完全廃棄の達成をめざした緊急かつ効果的な措置をとることに確固たる支持が表明されたことを強調する。
2. 法的義務に対する速やかな遵守と、核軍縮に関してなされた誓約の実行を求める。
3. ハイレベル会合において核兵器に関する包括的条約への広範な支持が示されたことに賛同の意を表す。

4. ジュネーブ軍縮会議において、核兵器の保有、開発、製造、取得、実験、備蓄、移転、使用あるいは使用の威嚇、ならびにその廃棄を規定した包括的条約の早期締結をめざした交渉が速やかに開始されることを求める。
5. 核兵器の完全廃棄という目標を達成することについて、とりわけ核兵器に関する包括的条約の諸要素について、各加盟国の見解を求め、第69回総会において報告書を提出し、その報告書をジュネーブ軍縮会議にも送付するよう、国連事務総長に要請する。
6. 2018年までに、国連ハイレベル国際会議を開催し、核軍縮の進捗につ

いて検討することを決定する。

7. 核兵器のない世界という共通目的の達成をめざした国際努力の促進に向け、核兵器が人類に及ぼす脅威やそれらの完全廃棄の必要性に関する世論強化や教育を通じたものを含め、こうした目的の前進を図る日として、9月26日を「核兵器完全廃棄のための国際デー」とすることを宣言する。
8. 「核兵器の完全廃棄のための国際デー」の記念及び促進に必要なあらゆる準備を行うことを国連事務総長に要請する。
9. 加盟国、国連システム、さらにはNGO、アカデミア、議員、マスメディア、個人を含む市民社会に対し、あ

らゆる手段の教育活動や世論喚起活動を通じて、「核兵器の完全廃棄のための国際デー」を記念し、推進するよう求める。

10. 第69回総会において本決議の履行状況を報告するよう国連事務総長に要請する。
11. 第69回の暫定議題案において、「全面完全軍縮」と題する項目の下に「核軍縮に関する2013年国連総会ハイレベル会合のフォローアップ」と題するサブ項目を含めることを決定する。

(暫定訳:長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA))

【資料3】第68回国連総会:日本提出決議「核兵器完全廃棄に向けた団結した行動」(抜粋訳)

A/C.1/68/L.43

2013年10月18日提出

総会は、すべての加盟国が、核兵器のない平和で安全な世界を達成するとの見地に立ち、かつ核兵器の完全廃棄に向けてさらなる実際的かつ効果的な措置をとることの必要性を想起し、また、これに関した団結した行動をとるとの加盟国の決意を確認し、

軍縮の過程における各加盟国の努力の究極の目標が、厳格かつ効果的な国際管理の下に置かれた全面完全軍縮であることに留意し、

2012年12月3日の決議67/59を想起し、

核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすことに深い懸念を表明し、すべての加盟国がいかなる時も、国際人道法を含む、適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認するとともに、核戦争を回避するためにあらゆる努力がなされるべきであることを確信し、

核兵器の使用がもたらす壊滅的な人道的結果への理解が十分になされるべきであり、関連してそうした理解を広げるための努力がなされるべきであることを留意し、(中略)

1995年のNPT再検討・延長会議^{*}における決定及び決議、並びに2000年^{*}と2010年^{*}の再検討会議における最終文書を想起し、

広島、長崎への原爆投下65周年にあたる2010年の5月3日から28日にかけて開催されたNPT再検討会議の成果を歓迎し、同会議において採択された行動計画^{*}の完全履行の必要性を

再確認し、

2013年4月22日から5月3日にかけて開催された2015年NPT再検討会議に向けた第2回準備委員会における討議及び成果を歓迎し、

事務総長の招集によって2010年9月24日に開催された、ジュネーブ軍縮会議の作業の再活性化と多国間軍縮交渉の前進に関するハイレベル会合、ならびに2011年7月27日から29日にかけて開催されたハイレベル会合のフォローアップに関する国連総会本会議に留意し、

また、2013年5月14~24日、6月27日、8月19~30日にジュネーブで開催された「多国間核軍縮交渉を前進させるための」国連公開作業部会、ならびに2013年9月26日に開催された核軍縮に関する国連総会ハイレベル会合に留意し、(中略)

さらに、核兵器のない世界の平和と安全の達成という長期目標に関する2013年6月19日のハイレベルの各国演説を歓迎し、世界的な核軍縮・不拡散に向けた気運を増大させるとの新たな決意を表明し、(中略)

朝鮮民主主義人民共和国が2013年2月12日に実施した核実験を最も強い言葉をもって非難し、2006年10月14日の国連安保理決議1718、2009年6月12日の同決議1874、2013年1月22日の同決議2087、2013年3月7日の同決議2094を認識し、国連憲章第7条の下で採択された決議1817(2006)、1874(2009)、2094(2013)の要求に留意し、すべての核兵器ならびに既存の核計画の放棄とあらゆる関連活動の即時中止が同国に求められていることとりわけ留意し、この観点から同国におけるウラン濃縮計画ならびに軽水炉建設、2012年4月

13日及び12月12日の運転開始、5メガワット黒鉛減速炉及び濃縮関連活動を含む寧辺の核施設の再調整及び再稼働への意向を述べた同国の最近の声明に懸念を表明し、同国がNPTの下での核兵器国の地位を持ち得ず、いかなる状況においても核兵器の保有を認められないことを宣言し、

1. NPTのすべての加盟国が同条約の全条文に基づく義務を遵守することの重要性を再確認する。
2. NPTの普遍化の死活的重要性を再確認し、同条約に未だ加盟していないすべての国家に対し、速やかかつ無条件に非核兵器国として同条約に加盟するとともに、同条約に加盟するまでの間、同条約のすべての条項を遵守し、同条約を支持するための実際的な措置をとるよう求める。
3. さらに、すべてのNPT加盟国が同条約第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、自らの保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束を再確認する。
4. 核兵器国に対して、一方的、二国間、地域的あるいは他国的措置を通して、配備・非配備を問わず、あらゆる種類の保有核兵器を削減し、究極的に廃棄するためにさらなる努力を払うよう求める。
5. 核軍縮及び不拡散の過程において、不可逆性、検証可能性及び透明性の原則を適用することの重要性を強調する。
6. 核軍縮並びに核兵器のない世界の平和と安全の達成には、公開性と協力が必要であることを認識し、透明性の向上と効果的な検証を通じた信頼の増進が重要であることを確認し、2000年再検討会議の最終文書に盛り込まれた、核軍縮につながる

る措置に関する具体的進捗を、国際の安定、平和、そしてすべてにとって強化され、減じない安全を促進する形で加速することを2010年NPT再検討会議において核兵器国が誓約したこと、ならびに2014年に開催される2015年NPT再検討会議に向けた準備委員会においてその実施状況を報告することが核兵器国に求められていることの重要性を強調するとともに、これに関連して、5核兵器国による2010年再検討会議のフォローアップ会議が、5か国間の透明性及び信頼醸成措置として2011年6月30日から7月1日にかけてパリで、2012年6月27日から29日にかけてワシントンDCで、また2013年4月18日から19日にジュネーブのロシア政府代表部で開催されたことを歓迎する。

7. ロシア及び米国が、戦略攻撃兵器のさらなる削減及び制限のための措置に関するアメリカ合衆国とロシア連邦との間の条約の履行に現在取り組んでいることを歓迎し、保有核兵器のさらなる削減を達成するための後継措置に関する議論を継続することを奨励する。

8. 包括的核実験禁止条約^{*}を未だ署名、批准していない全ての加盟国に対して、同条約の早期発効と普遍化の見地から、もっとも早い機会をとらえて同条約を署名、批准するよう求め、同条約発効までの間、核兵器の爆発実験もしくは他のすべての核爆発に関する現行のモラトリアムを継続することの重要性を強調するとともに、同条約遵守を保証す

るために重要な貢献をなすとみなされる検証体制の開発を継続することの重要性を再確認する。～

9. 核兵器あるいは他の爆発装置用の核分裂物質の生産を禁止する条約に関する交渉の即時開始を繰り返し要求するとともに、そうした交渉が未だ開始されていないことを遺憾に思い、すべての核兵器国及びNPT非加盟国に対して、同条約発効までの間、あらゆる核兵器もしくは核爆発装置のための核分裂性物質の生産に関するモラトリアムを宣言し維持するよう求める。

10. 核兵器国のいくつかの国がすでに取っている関連措置を歓迎しつつ、国際の安定と安全を促進するような形で、核兵器の偶発的あるいは無許可の発射の危険性をさらに低下させるための措置をとるよう核兵器国に対し求める。

11. また、核兵器国に対してあらゆる軍事及び安全保障上の概念、ドクトリン、政策における核兵器の役割と重要性をいっそう低減するよう求める。

12. 核不拡散レジームを強化しうる、核兵器国からの明確かつ法的拘束力のある安全の保証に関する非核兵器国の正統な関心を認識する。

13. 各核兵器国が一方的に行った宣言に留意した1995年4月11日の安保理決議984を想起し、すべての核兵器国に対して、安全の保証に関する現存する誓約を全面的に尊重するよう求める。

14. 地域の関係諸国の自由意志で合意された取り決めに基づき、また国

連軍縮委員会の1999年指針^{*}に従い、適切な地域に非核兵器地帯を追加して設立することを奨励するとともに、核兵器国が、消極的安全保証を盛り込んだ関連議定書に署名、批准することによって、そのような地帯の地位に関して、また、当該条約の加盟国に対して核兵器の使用あるいは使用の威嚇を行わないという、法的拘束力のある個別の誓約を行うことができると認識する。

15. 朝鮮民主主義人民共和国に対し、これ以上のいかなる核実験も行わないよう、また、2005年9月19日の第4回6か国協議で出された共同声明における同国の誓約、ならびに関連する安保理決議に基づく諸義務を完全に遵守するよう強く求める。

16. すべての加盟国に対し、核兵器及びその運搬手段の拡散を防止し阻止する努力を倍加するとともに、核兵器を否定すべく約束される諸義務を全面的に尊重し、遵守するよう求める。

17. ～21. (略)

^{*}印には参照すべき文書の名称等が記載されているが省略した。

(暫定訳:長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)、協力:ピースデポ)

【資料】

米朝関係に関する DPRK(北朝鮮)の原則的立場

—DPRK国防委員会報道官声明

10月3日、日米安全保障協議委員会のため来日したケリー米国務長官が、記者会見において、朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)との関係に関する米国の方針として、DPRKが非核化を決心し、そのための交渉に応じるならば不可侵条約を結ぶ用意があるとの発言をした¹。これに対し、DPRK国防委員会は、10月12日、報道官声明を発し、米国の「DPRK非核化先行論」を非難し、

米軍演習などの挑発行為や対北制裁の解除などを求めている。この声明は、米朝関係に関するDPRKの原則的立場を知る上で一読の価値があるという意味で、6ページに資料として紹介する。朝鮮中央通信の英語版を訳出した。

(編集部)㊦

注1
記者会見の記録は以下。www.state.gov/secretary/remarks/2013/10/215073.htm

【資料】朝鮮民主主義人民共和国 (DPRK) 国防委員会報道官声明

DPRKへの不可侵に関する米国のレトリックの欺瞞性と朝米関係に関するDPRKの原則的立場

平壤、2013年10月12日

停戦以降、過去60年にわたって朝鮮半島で続いてきた緊張状態は、戦争に発展してこなかった。これはひとえに、領土および民族の分断による苦痛にもかかわらず、DPRKの軍隊および民衆によってなされた平和愛好的な努力と公正な闘いゆえである。

10月3日、米国のケリー国務長官は、仮にDPRKが先に非核化を開始するならば、米国はDPRKと対話を進める用意があり、DPRKが非核化を開始したことが明瞭になったならば、米国政府はDPRKと平和的關係を開き不可侵条約を結ぶと述べた。

欺瞞的な性格をあらわにしたケリー発言はさらに続く。

米国がDPRKを丸裸にしたうえで友好関係に入ろうとしていることを意味するこの発言は、米国式の厚かましさと狡猾さの極みである。

米国は、不可侵を叫びながら、DPRKを「変革」し「崩壊」させるためのあらゆる策略をめぐらす一方で、その攻撃的な軍隊を韓国から撤退させることに一貫して反対しているのである。

武器を置き丸腰になれとの米国のDPRKに対する呼びかけは、許すべからざる嘲りであり、DPRKの軍隊および民衆に対する侮辱である。

米国が器用な言葉遊びの技術で指導者ぶった役を演じているのを見るのは実に気分が悪い。

米国による不可侵提案は朝鮮半島における平和と安全を保証しえないが、DPRKの自衛のために核で武装した革命的軍隊こそが、すべてを防衛し保証しうるものである。

米国が、核問題と朝米関係協議を取り上げるかたわらDPRKに対するあらゆる種類の圧力的攻勢をエスカレートさせる中、本声明は、以下のごとく、DPRKの原則的立場を鮮明にする。

仮に米国が真にDPRKとの関係を改善したいのであれば、DPRKを正しく理解し、大国にふさわしい行動をとらねばならない。

DPRKはもはや、主権も武器もないがゆえに大国の剣先で切り刻まれた、過去のような小さく弱い国ではない。

米国が、過去において世界を威嚇し

敵国をひざまずかせた、「砲艦」攻勢を通じて、また最新の科学技術を通じた航空優勢を通じてDPRKの軍隊および民衆を恐怖に陥れることができると考えているとすれば、さらに、政治的および経済的にDPRKを孤立させ無力化させようとする邪悪な動きを通じてDPRKに害を与えられると考えているとすれば、それは誤りである。

米国の悲劇は、強い精神を誇示しているDPRK、そして自らの命よりも国を愛し重んずるDPRKの軍隊および民衆について何も知らないという点にある。

仮に米国がDPRKとの関係を真に改善したいのならば、数千万人の韓国国民によってすら支持されているDPRKを適切に理解し、大国にふさわしい行動をとることだ。

米国は二度と、条件付きで対話し関係改善を図ると口にしたたり、DPRKがその核兵器を先に廃棄したときのみ不可侵が可能になるといった野蛮な主張を維持したりしてはならない。

DPRKの軍隊および民衆は、米国によって提案された対話および不可侵に隠された言外の意図を見抜いている。

米国は、手遅れになる前に、古い考え方や時代遅れの立場を捨て、DPRKに対する陳腐な敵視政策をやめねばならない。

米国は、非常に長い間、DPRK政府と秘密裏の会合を持つ際には、DPRKに対して敵対的な政策を追求する意図はないなどと多弁に口にしてきた。米国政府は、最近の公の場においては、DPRKに対する敵対的な政策は持っていないとか、DPRKの体制を攻撃によって打倒する意思はないとか主張して、世論を形成しようとしてきた。しかし、実際には、体制転覆の企図を実現しようと躍起になり、「法の基準」や「国際行動規範」に反して行動する「悪の枢軸」や「ならず者国家」だと決まってDPRKに対するレッテル貼りを行い、DPRKに対するあらゆる種類の制裁や孤立化政策、封鎖を体系的にエスカレートしようとしている。

DPRKに対する敵対的な政策は持たないとか、DPRKを攻撃する意図はないとかいった米国の主張は、米国内外の世論を欺き、DPRKの軍隊および民衆を嘲る貧相な茶番に過ぎないことを、状況が完全に証明している。

仮に米国がDPRKの軍隊および民衆の積年の恨みや報復を避けたいのであれば、古い考え方や時代遅れの立場を捨て、手遅れになる前にDPRKに対する古い敵視政策を巻き戻す大胆な決断を下すべきである。

米国は、朝鮮半島非核化の意味を明確に理解し、DPRKを孤立化し無力化するあらゆる措置を停止せねばならない。

朝鮮半島非核化は、DPRK政府が一貫して打ち出している政策目標であり、韓国を含む朝鮮半島全体の非核化を呼びかけているものである。

この非核化は、DPRKに対する米国の全ての核の威嚇を解き世界を非核化するための平和愛好的で強力な物理的手段である。

仮に米国が北朝鮮に対する威嚇と恐喝を続ければ、時はDPRKに対して有利に働き、米国は惨めな結末を招くだけであろう。

換言すれば、DPRKは、小規模で多様化され、精密な核兵器を保有して、活気と強さを増し繁栄するのに対して、米国は、歴史において泡のごとく周縁化された存在に留まるであろう。

米国は、現在の憂うべき状況から抜け出したいのであれば、まず何よりも、愚かな非難の下にDPRKに対して課された全ての制裁を停止すべきである。

米国は、DPRKに対する紋切り型の核の恐喝に訴えることをやめるべきである。

米国が核の威嚇と恐喝をエスカレートすればするほど、米国は自己矛盾と底のない迷宮に自らを見出すことになる。

我々が強調したいのは、米国は、DPRKの社会体制崩壊と領土侵攻を目標とした戦争演習を含む、DPRKに対するあらゆる挑発行為をまずはやめる大胆な決断を下すべきである、ということだ。

明確に言えば、米国は、強欲な「アジア太平洋シフト戦略」の一部としてDPRKを孤立化し無力化するために採ってきたあらゆる措置を撤回することで、政策の転回を図るべきである。

ここにこそ、朝米関係を改善し、朝鮮半島だけではなく米本土においても平和と安全を保証する道がある。

※朝鮮中央通信発表の英語版より訳出
www.kcna.co.jp/index-e.htm

(訳:ピースデポ)

日本政府による核政策の特異性

核抑止論は未だに世界に根を張っている。米、ロ、英、仏、中の核保有5カ国はもちろん、インド、パキスタン、北朝鮮も抑止力として自国の核開発を正当化している。また米国が同盟国に供与する“核の傘”(拡大核抑止)も同じ理論に基づく。

そうした中であって、日本政府が取り続けてきた核政策は、他国に比べて特異なものとして位置づけられよう。その特徴は2つある。第1の特徴は最近に至るまで、米国の“核の傘”に依存することが当たり前であり、その維持には多大の努力を惜しまないが、それ以外の核戦略を深く考えようとはして来なかった点である。米ソを頂点とした東西冷戦の最中は、日本が西側の民主主義国家に属そうと考え、強力な核兵器を保有する米国の庇護下に入ったのは、無理からぬ政策だったかも知れない。

しかし89年の冷戦終結後、20年以上を経るまで全く路線の変更を求めようとしなかったのはなぜか。独立国家としての気後れを除けば、その方がむしろ気楽であり、他国へのならみも効く。ただ唯一の「戦争被爆国日本」を演出するために、毎年の国連総会に核兵器廃絶の決議案を提出しておけばその面目は保たれ、一定の評価を受けると判断したからに違いない。或る世論調査によれば、国民の80%近くが「米国の“核の傘”に守られながら他方で核廃絶を唱えるのは矛盾している」と答えたのに対して、外務省がムキになって矛盾しないと反論して見せるのは、自分たちの痛ところを突かれた思いからであろう。

しかし米国従属に飽き足らない自民党政治家や右翼系学者の中には、時々「日本も核武装すべきだ」とか「日本も核武装を検討すべきだ」とか勇ましい発言をしてうっ憤を晴らす人間が出てくる。発言の内容を分析して見ると、ほとんどの場合、大した裏付けもなければ説得力もない単なるアジ演説調のものでしかない。公的には1967年から70年にかけて内閣調査室の依

属を受けた原子物理学者、国際政治学者ほかによる有識者の提出した「日本の核政策に関する基礎的研究」の報告書、また95年5月に防衛庁の文民・制服組による「大量破壊兵器の拡散について」の報告書がある。そして両者ともに、日本の核武装は国益にならない、従って日本は核武装をすべきではないとの結論で完全に一致している。こうした専門家集団の報告に対して、思い付きで核武装を口にする人たちの主張には、上記報告書を論破できるだけの緻密な理論構成から成っているものは皆無である。

そこでこの状況の間隙を埋めるかのように出てきたのが、第2の特徴である日本独自の潜在的核抑止論と呼ばれる政策だ。日本がNPTに加盟する前の69年9月、密かに外務省内で作成された文書にあるように「NPTに参加すると否とにかかわらず、当面、核兵器は保有しない政策を取るが、核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャルは常に保持する」との姿勢は、水面下ではタカ派集団によって今日まで受け継がれている。念頭には日本の技術力や経済力を以てすれば、いつでも核兵器を製造することは可能であり、その点を強調すれば十分核抑止力となり得る、と信じる気持ちが働いているからであろう。

確かに或る時期までは、日本の原子力政策による過剰なプルトニウムの備蓄と結んで、諸外国に日本は核武装する気ではないのかと警戒の目で見られていた。しかし核兵器の開発製造という実体を伴わない脅しは、いつまでも効果を維持することはできない。それどころか潜在的核抑止という空論を弄ぶことは、結局、日本に対する不信感を増幅させ、相手国の軍拡の理由に手を貸す害毒をもたらす。

ようやく09年7月になって、日米両国はそれ以後“核の傘”の協議を行うことで合意した、と報じられた。「これまでは『大人になってからこい』と拒否されてきたが」との外務省幹部の談話付きであった。



特別連載エッセー●76

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去4回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの前実行委員長。2010年12月、長崎市名誉市民に。

被爆地の一角から

土山秀夫

(題字も)

日誌

2013.11.6～11.20

作成：有銘佑理、金マリア、塚田晋一郎

AMD＝全方位防空ミサイル防衛/CTBT(O)＝包括的核実験禁止条約(機関)/IAEA＝国際原子力機関/MEADS＝中距離拡大防空システム/NATO＝北大西洋条約機構/NPT＝核不拡散条約/PAC＝パトリオット・ミサイル/P5＝国連安保理常任理事国/SLBM＝潜水艦発射弾道ミサイル/USCC＝米中経済安全保障検討委員会

- 11月6日 北朝鮮の核問題を巡る日米韓実務担当高官協議。北朝鮮の具体的な行動が6か国協議再開の前提としての基本姿勢を再確認。
- 11月6日 英BBC、パキスタンで製造された核兵器がサウジアラビアに引き渡し可能な状態にあると報道。
- 11月7日付 米独伊、米ニューメキシコ州ミサイル発射場で、MEADSを利用したAMDのストレス実証実験を共同で実施し、成功。
- 11月7～9日 イランとP5+独、イランの核兵器開発疑惑に関する協議。解決に向けた「第1段階」措置で合意できず終了。
- 11月8日 日本政府、年内に策定する新たな防衛計画の大綱に、弾道ミサイル攻撃への対処能力向上を盛り込む方針を固める。
- 11月11日 日米両政府、米国の核の傘を含む抑止力の在り方に関する外務・防衛当局間の「日米拡大抑止協議」を東京で開催。
- 11月11日付 米議会のUSCC報告書、中国が米本土を打撃できるSLBM「巨浪2」を13年末までに戦力化すると分析。
- 11月11日 天野IAEA事務局長、イランのサレト原子力庁長官と会談し、イランの核開発を検証する新たな枠組みで合意。
- 11月13日 イスラエルのネタニヤフ首相、P5+独とイランの核協議で「悪い取引」をすれば、戦争を招きかねないと警告。
- 11月13日 オバマ米大統領とオランド仏大統領、電話会談。イランに核兵器開発を完全に断念するとの保証を求める方針を確認。
- 11月13日 韓口、首脳会談で共同声明。6か国協議当事国と共同で会談再開の環境作りのために努力することで合意。
- 11月15日 イスラエルのネタニヤフ首相、NPTは中東地域で効力を失っていると発言。ル・フィガロ紙のインタビュー。
- 11月18日 CTBTO準備委員会のゼルゴ事務

12月中旬発行!

イアブック「核軍縮・平和2013」

—市民と自治体のために

監修：梅林宏道 / 発行：NPO法人ピースデポ / 発売元：高文研 / A5判 336頁

会員価格1700円 / 一般価格2000円 (ともに+送料)

【特集】北東アジアにおける平和の枠組み

【特別記事】「ゴジラをなだめる：北東アジアの核抑止力」

「尖閣問題をどう解決するか」「核の飢饉」

□ 44のキーワード □ 44の一次資料

★ご注文は、同封のチラシ、またはメール・FAXで★



局長、17年までにCTBT発効を目指す方針。

- 11月18日 デンプシー米統合参謀本部議長、イスラエルがイランを空爆した場合、「一定の範囲で責務の遂行を求められる」と述べる。
- 11月20日 イランとP5+独、イランの核兵器開発疑惑に関する協議を3日間の日程でジュネーブで再開。
- 11月20日 イスラエル、米国と共同開発したミサイル迎撃システム「デービッドスリング」の第2回実験を実施したと発表。
- 11月20日 韓国の金寛鎮国防相、北朝鮮のウラン濃縮活動について、核兵器製造可能な水準に達したと分析していると明言。
- 11月20日 韓国セヌリ党の鄭夢準議員、対政府質疑で「北朝鮮の核兵器に核兵器で対抗しなければ、平和は維持できない」と発言。

沖縄

- 11月5日 ロックリア米太平洋司令官、空軍のCV22オスプレイの日本配備時期は、日米協議を通じて決定すると述べる。
- 11月6日 自衛隊が宮古島分屯基地に地对艦ミサイルを初めて搬入。離島奪還訓練(～18日)のため。
- 11月7日 エイモス米総司令官、国防予算削減公聴会で海兵隊19万5千人削減案を牽制。
- 11月8日 県、辺野古埋立て内容審査で沖縄防衛局に20項目73問の2次質問を送付。
- 11月9日付 豪外務省公文書で、米国防総省が72年に在沖海兵隊の本国統合案を検討するも、日本側が撤退を慰留したことが判明。
- 11月9日 沖縄ジュゴン訴訟弁護団、辺野古埋立て工事への日本政府立ち入り差し止めを求める新訴訟を14年春に開始すると発表。
- 11月10日 名護市長選の末松候補、普天間辺野古移設を、知事の埋立て承認を前提に容認。
- 11月11日付 公明党県本部、知事に普天間県外移設を提言する方針。

- 11月11日 防衛省、那覇駐屯地で地对艦ミサイル訓練を報道陣に公開。県内初。
- 11月11日付 13年度における陸自による米軍基地共同使用の急増が明らかに。キャンプ・ハンセンが11月7日(4～9月)、ホワイトビーチが41日(4～10月)。
- 11月11日付 県と市町村によるオスプレイ飛行実態目視調査で、10月に172回の「日米合同委員会合意違反」。
- 11月12日 空自、恩納村米軍跡地で発見されたPCB汚泥ドラム缶約1800本分を福島県で処理するため、恩納分屯地から搬出開始。
- 11月13日 福田岩国市長、KC130輸送機の移駐について、佐喜眞宜野湾市長と会談。
- 11月13日 嘉手納町議会、基地増設とCV22オスプレイ配備撤回を外務省と県に申し入れ。
- 11月14日 FA18戦闘機、21機が嘉手納基地に飛来。
- 11月15日付 自民幹部、沖縄選出議員に対し、普天間辺野古移設の党方針に従わない場合は離党勧告を行うことを示唆。
- 11月18日 菅官房長官、自民党県連会長・幹事長と会談し、普天間辺野古容認を迫る。
- 11月18日 公明党県本部、「県外移設堅持」の意向。自民県連へも公約堅持を求める。
- 11月19日 稲嶺名護市長、辺野古移設案に「断固反対」を改めて表明。県に埋立て拒否を要求する市長意見案まとめる
- 11月20日 高良副知事、アバクロンピー米ハワイ州知事と会談。海兵隊のハワイ移転に向けた連携強化を確認。

今号の略語

- CD＝ジュネーブ軍縮会議
- DPRK＝朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)
- IAEA＝国際原子力機関
- NAM＝非同盟運動
- NPT＝核不拡散条約
- OEWG＝国連公開作業部会
- UNDC＝国連軍縮委員会

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp に

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo! グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、金マリア<maria@peacedepot.org>、山口響<hibikiy1976@yahoo.co.jp>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁)：会員の方に付いています。
- 「(定)」：会員以外の定期購読者の方。
- 「今号で誌代切れ、継続願います。」誌代切れ、継続願います。：入会または定期購読の更新をお願いします。
- メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

金マリア(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、有銘佑理、津留佐和子、丸山淳一、山口響、吉田遼、土山秀夫、梅林宏道